



平成 22 年 2 月 15 日

各 位

会 社 名 アイカ工業株式会社
代表者名 代表取締役社長 渡 辺 修
(コード番号 4206 東証・名証第一部)
問合せ先 執行役員総合企画部長 百々 聡
電話番号 052-409-8261

「信託型従業員持株インセンティブ・プラン」の導入について

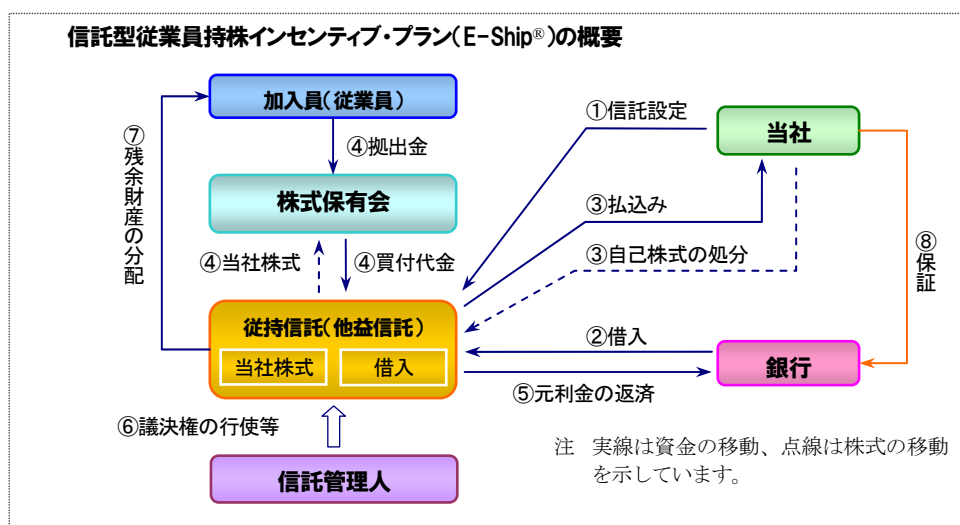
当社は、平成 22 年 2 月 15 日の取締役会において、当社グループ従業員に対する当社の中長期的な企業価値向上へのインセンティブの付与を目的として、「信託型従業員持株インセンティブ・プラン(E-Ship®)」(以下、「本プラン」といいます。)の導入を決議いたしましたのでお知らせいたします。

1. 本プランの概要

本プランは、「アイカ工業株式保有会」(以下、「株式保有会」といいます。)に加入するすべての従業員を対象とするインセンティブ・プランです。本プランでは、当社が信託銀行に「アイカ工業株式保有会専用信託」(以下、「従持信託」といいます。)を設定し、従持信託は、今後 5 年間にわたり株式保有会が取得すると見込まれる規模の当社株式を予め取得します。その後は、従持信託から株式保有会に対して定時に当社株式の譲渡が行われるとともに、信託終了時点で従持信託内に株式売却益相当額が累積した場合には、当該株式売却益相当額が残余財産として受益者適格要件を満たす従業員に分配されます。なお、当社は、従持信託が当社株式を取得するための借入に対し保証をしているため、当社株価の下落により従持信託内に株式売却損相当額が累積し、信託終了時点において従持信託内に当該株式売却損相当の借入金残債がある場合は、保証契約に基づき、当社が当該残債を弁済することになります。

本プランの導入に伴い、当社は現在保有する自己株式 5,675 千株(平成 21 年 9 月 30 日)のうち 1,033 千株(約 933 百万円相当)を従持信託へ一括して処分することを同時に決議いたしました。詳細につきましては、本日付「第三者割当による自己株式の処分に関するお知らせ」をご参照ください。

2. 本プランの仕組み



- ① 当社が、受益者適格要件を充足する株式保有会会員を受益者とした従持信託(他益信託)を設定します。
- ② 従持信託は銀行から当社株式の取得に必要な資金の借入を行います。当該借入に当たっては、当社、従持信託、銀行の三者間で従持信託の行う借入に対して保証契約を締結します。当社は、当該保証契約に基づき、従持信託の借入について保証を行い、その対価として保証料を従持信託から受け取ります。
- ③ 従持信託は信託期間内に株式保有会が取得すると見込まれる数の当社株式を譲り受けます。
- ④ 従持信託は信託期間を通じ、上記③に従って取得した当社株式を、一定の計画(条件及び方法)に従って継続的に株式保有会に時価で売却します。
- ⑤ 従持信託は株式保有会への当社株式の売却により受け入れた株式売却代金、及び保有する当社株式に係る配当金をもって、借入の元利金等返済に充当します。
- ⑥ 従持信託が保有する当社株式については、受益者のために選定された信託管理人が議決権行使等の指図を行います。
- ⑦ 信託終了時に信託内に残余財産がある場合には、受益者適格要件を充足する株式保有会会員に分配されます。
- ⑧ 信託終了時に借入が残っている場合には、保証契約に基づき、当社が弁済します。

3. 従持信託の概要

- (1) 委託者: 当社
- (2) 受託者: 野村信託銀行株式会社
- (3) 受益者: 受益者適格要件を満たす株式保有会会員(受益権確定事由の発生後一定の手続を経て存在するに至ります。)
- (4) 信託契約日 平成 22 年 2 月 15 日
- (5) 信託の期間 平成 22 年 2 月 15 日～平成 27 年 2 月 27 日
- (6) 信託の目的 株式保有会に対する安定的かつ継続的な株式の供給及び受益者適格要件を満たす株式保有会会員への信託財産の交付

(ご参考)

『信託型従業員持株インセンティブ・プラン』は、米国で普及している従業員持株制度 ESOP (Employee Stock Ownership Plan) を参考に、野村証券株式会社及び野村信託銀行株式会社が株式保有会の仕組みを応用して開発した新しい従業員向けインセンティブ・プランです。

E-Ship®は信託型従業員持株インセンティブ・プラン (Employee Shareholding Incentive Plan) の略称で、野村証券株式会社の登録商標です。

以 上